

議案第 8 号

杉並区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 10 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年杉並区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び副区長」を「、副区長、教育長及び常勤の監査委員」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特別職報酬等審議会の審議の対象に教育長及び常勤の監査委員の給料の額を加える必要がある。

杉並区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長及び副区長 _____ の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>